

裁 決 書

三重県

審査請求人 様

処 分 庁 福祉事務所長 様

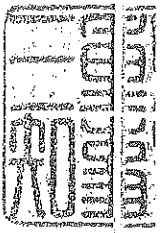
審査請求人が、平成30年3月26日に提起した福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が行った、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条の規定に基づく平成30年3月22日付け生活保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年3月6日に、審査請求人及び同居する父母の3人世帯として生活保護の申請(以下「保護申請」という。)を行った。
申請理由は、長年に渡る父、母、姉(兄弟)からの度重なる虐待、暴力暴言を受け、身体的かつ精神的にも多大なる危険があり、自立をしたいが今現在働くこともできず、自立するお金もないことであった。
- 2 処分庁は、後日、審査請求人の父から生活保護を受給する意思がなく訪問調査を受けない旨、審査請求人のみが生活保護を受給できるのであれば助かる旨を聴取した。
- 3 処分庁は、平成30年3月22日付けで本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成30年3月26日に本件審査請求を行った。



審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁の却下理由は「法第10条に反するため」であるが、それは法及びその趣旨に反する。

2 処分庁の主張

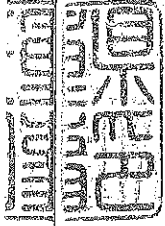
(1) 保護申請において、審査請求人と審査請求人の父母3名は同一世帯員として記載されている。

(2) 保護申請の理由は「長年に渡り父母からの虐待を受け、危機があり自立をしたいが、現在働くことができず自立する金銭もないため」であるが、審査請求人と関わりのある[REDACTED]に問い合わせたところ、審査請求人が一方的な被害者意識を主張しており、両親は審査請求人が暴れるのを制するだけで一切暴力を振るっている様子は見られないとの回答があり、虐待の事実は確認されなかった。

(3) 審査請求人に対し家庭環境等の実地調査を行う旨伝えたが、審査請求人から「家に来られると困るので来ないでほしい」と理由もなく拒絶された。これに対し処分庁は審査請求人に生活保護制度について説明を行うとともに、審査請求人の両親からも状況を聴いたうえで世帯での要否を判定する必要があることを粘り強く説得するが、審査請求人はまったくこれに応じようとしなかった。

(4) 審査請求人の父に調査の主旨等について説明したが、審査請求人の父から「保護申請を行ったことについて審査請求人から全く聞いておらず保護申請の意思も全くないので世帯として訪問調査を受け入れることはできない」との発言を受け、調査を拒否された。

(5) 審査請求人を含む当該世帯はかねてより同居している生活実態がある中、審査請求人の父から生活保護を受ける意思がないことを確認している。また、審査請求人に対する虐待の事実が確認できないことから、審査請求人のみを個人として世帯から切り離し、保護認定（世帯分離）する根拠が存在しない。法第10条において、保護の要否及び程度は世帯単位を原則とすることを規定されており、これによりがたいときにおいてのみ個人を単位とすることが認められている。本件においては個人を単位とする根拠が存在せず、また世帯単位での要否及び程度の決定できないため却下したものであり、処分は妥当かつ適法である。



理 由

1 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 保護の要否の判断について

ア 法第4条第1項及び第2項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。また、同条第3項では「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定している。

法第7条では、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定している。

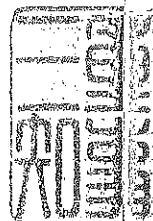
法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることができる。」と規定している。

イ 法第10条に関し、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生事務次官通知）」第1において、同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。

本件について、審査請求人が保護申請にあたって処分庁に提出した書類において世帯員は審査請求人と同居する父母の3人であり、かねてより審査請求人の父が所有する住居に同居していることが記載されている。

また、自立したいが自立するお金がないことを理由に保護申請を行っていることからすると、保護申請時点では経済的に自立していないことが推認され、審査請求人とその父母は生計を一にしていると言えることができる。

次に、法第10条ただし書きに関し、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）」第1の2において、同一世帯に属していると認定されているものでも世帯分離して差しつかえない場合が別記のとおり列挙されている。これについて裁判例では、法第10条ただし書きは、世帯単位の原



則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、例外的に、同一世帯ではあるが保護の要否程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという擬制的措置を講じることが定められた趣旨であると解され、このような趣旨とその文言に照らせば、法第10条ただし書きを適用して世帯分離を行うかどうかについては、個別具体的な事情を踏まえた処分行政庁の判断に委ねられたものと言うべきであり、その意味で処分行政庁に裁量が認められると解されるところ、世帯分離して差しつかえない場合についての類型を定めた局長通知第1の2の内容は、上記の趣旨に照らし、合理性を有するということができる（東京地方裁判所平成28年9月13日判決）とされている。

そこで、本件について、局長通知第1の2に列挙された類型への該当性について検討するに、いずれの類型にも該当せず、世帯分離して差しつかえない場合として法第10条ただし書きを適用する事例には当たらない。

以上のことから、法第10条本文に基づき、審査請求人と両親を同一世帯として保護の要否を判断すべきと認められる。

そして、審査請求人の父は世帯として生活保護を受給する意思がなく訪問調査を受けない旨を処分庁に表明していることから、他に当該世帯が保護を要すると判断するに足りる事情も確認できない。したがって当該世帯について保護を要すると判断できない。

ウ 次に法第4条第3項において、急迫した事由がある場合に必要な保護は妨げられないとされているので、これについて検討する。

法第4条第3項は、同条第1項及び第2項の要件を満たさず、本来であれば生活保護を受けられない者に対して、特別に保護を行う場合を定める例外規定であることに鑑みると、その該当性は厳格に判断すべきであり、「急迫した事由」とは、単に生活に困窮しているだけでなく、生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合をいうものと解すべきである（前掲那覇地方裁判所平成23年8月17日判決）とされている。

これを本件について見ると、前記のとおり、審査請求人は父の名義の住宅に両親と同居し、生計も一にしていると言え、生活に困窮している様子は伺えない。したがって、審査請求人が本件処分の時点で生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状

況が切迫している状況であったとは言えず、この点においても保護を要するとは認められない。

なお、審査請求人が父母等による虐待から逃れることを保護申請の理由としていることについては、虐待の有無や程度が直接的に生活保護の要否に影響するものではなく、虐待やその対応の結果として現実的に生活に困窮する状態に至っている場合等において、その状態が法に基づく保護の要件を満たすか否かによって判断すべきと考えられるところ、本件については、既に検討したとおり、保護を要する状況にあるとは認められない。

- エ 審査請求人は、処分庁の却下理由は「法第10条に反するため」であるが、それは法及びその趣旨に反すると主張する。しかし、上記のとおり、処分庁が審査請求人と両親を同一世帯と認定し、生活保護を開始しない旨の判断をしたこと自体は、法の規定及びその趣旨に沿ったものと言え、この点について審査請求人の主張は採用できない。

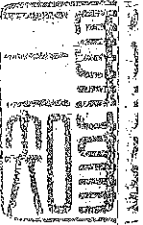
(2) 理由付記について

- ア 法第24条第4項において、保護の要否等の決定を通知する書面への理由付記が義務付けられている。

これについて、「生活保護手帳別冊問答集2017」（中央法規出版株式会社発行370頁）では、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものであり、決定通知書に付記すべき理由はそのような趣旨を満足させるものでなければならないとし、個別のケースに応じて決定の理由を周知させるのに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとされている。

- イ また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合の一般的な理由提示義務について定めた行政手続法第8条の規定は、法第29条の2により適用が除外されているため、本件処分には適用されないが、法第24条第4項の規定は、申請却下処分以外の処分も含めて理由付記を義務付けるものであり、その趣旨は行政手続法第8条と同様と考えられる。

行政手続法第8条に基づく理由付記について、裁判例では、拒否事由の有無の判断についての行政庁の判断の慎重と公平妥当性を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることに



よって、透明性の向上を図り、併せてその不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであるとし、記載すべき理由としては、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載から了知しうるものでなければならず、単に、当該拒否処分の根拠規定を示すだけでは、理由提示として不十分というべき（東京地方裁判所平成10年2月27日判決 判例時報1660号44頁、判例タイムズ1015号113頁）とされている。

ウ 本件処分の保護申請却下決定通知書では、却下の理由として「生活保護法第10条に反するため生活保護申請を却下します。」と記載されているのみであり、事実関係等の根拠の記載が一切ない。そのため、その記載自体からいかなる根拠に基づき処分庁が法第10条に反すると判断したのかを審査請求人が了知しうるとは言えないことは明らかであり、本件処分がどのような理由によって行われたものであるかを審査請求人に十分周知させるという法第24条第4項の趣旨を満足させるに足る内容とは到底言えない。

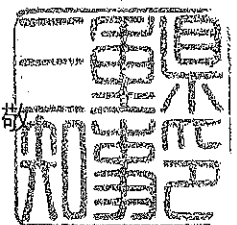
したがって、本件処分においては理由付記に不備があり、法第24条第4項に違反していると認められる。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

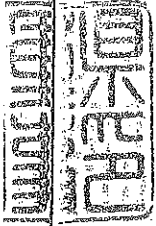
平成30年12月20日

審査庁 三重県知事 鈴木 英 敬



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることがで



きます。

- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表とする者は三重県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申し立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、■■■■を被告として（訴訟において■■■■を代表する者は■■■■長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知）抜粋

第1 世帯の認定

1 略

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち（3）（5）、（6）、（7）及び（8）については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、（6）又は（7）に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、（6）又は（7）に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

（1）世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

（2）要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

（3）保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

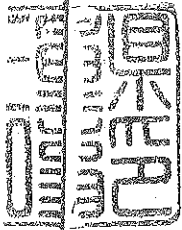
（4）次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

（5）次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合（世帯分離を行なわないとすれ



ば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

ウ ア、イ若しくはウに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

(6) (5) のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)